

新潟県あけぼの園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第37号

新潟県あけぼの園管理規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県あけぼの園管理規則（昭和59年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条並びに別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県あけぼの園条例（昭和39年新潟県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県あけぼの園（以下「<u>あけぼの園</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第3条 <u>あけぼの園</u>に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>あけぼの園</u>の長（以下「園長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 園長は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>あけぼの園</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 園長は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>あけぼの園</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県あけぼの園条例（昭和39年新潟県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県あけぼの園（以下「<u>施設</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第3条 <u>施設</u>に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>施設</u>の長（以下「園長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 園長は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>施設</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 園長は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>施設</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p>

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

第12条 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第7条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) あけぼの園の管理の業務に関する事業計画書

(2) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て園長が定める。

第2号様式 (略)

第3号様式 (第13条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 社会福祉法人の名称

代表者の氏名 ㊦

新潟県あけぼの園の指定管理者の指定を受けた
いので、新潟県あけぼの園条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 事業計画書

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

第12条 (略)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て園長が定める。

第2号様式 (略)

<p>2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類</p>
--

第2条 新潟県あけぼの園管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加え、同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(入所の申込み)	(入所の申込み)
<p>第3条 あけぼの園に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>知事</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第3条 あけぼの園に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>あけぼの園の長</u>（以下「園長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>園長</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p>
(入所の承認等)	(入所の承認等)
<p>第4条 <u>知事</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、<u>知事</u>が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。</p>	<p>第4条 <u>園長</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p> <p>2 <u>園長</u>は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>園長</u>は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、<u>園長</u>が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。</p>
(退所)	(退所)
<p>第6条 <u>知事</u>は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができ</p>	<p>第6条 <u>園長</u>は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができ</p>

る。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 知事は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(措置による入所及び退所)

第7条 知事は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第4条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にあけぼの園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条、第4条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあり、及び「県」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者の管理の場合における第5条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「県」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者の管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、同様式中「新潟県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

る。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 園長は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

(災害対策)

第8条 園長は、災害の発生するおそれのある箇所及び消火器、避難場所、警報器その他の防災に関する設備について常に点検するものとする。

2 園長は、火災その他の非常災害に備え、消火訓練、避難訓練、救助訓練その他の防災に関する必要な訓練を計画的に行うものとする。

(事故の報告)

第9条 園長は、第4条第1項又は第7条第1項の規定により入所した者（以下「入所者」という。）に関し、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 事故による傷害又は死亡

(2) 集団感染又は集団中毒

<p>第9条 (略)</p> <p>(管理の細則)</p> <p>第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、<u>知事があけぼの園の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (施設障害福祉サービス用) (略) <u>新潟県知事</u> 様 (略)</p> <p>第2号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (短期入所用) (略) <u>新潟県知事</u> 様 (略)</p> <p>第3号様式 (第9条関係) 指定管理者指定申請書 (略)</p>	<p>(3) <u>無断外出</u></p> <p>(4) <u>その他園長が特に報告を要すると認めたもの</u></p> <p>(健康管理)</p> <p>第10条 <u>園長は、入所者に対し定期的に健康診断及び必要な検査を行うものとする。</u></p> <p>(計画の作成)</p> <p>第11条 <u>園長は、入所者に対し適切な指導訓練を行うため、生活指導及び作業指導に関する計画を作成するものとする。</u></p> <p>(保護者等との連携)</p> <p>第12条 <u>園長は、入所者の保護者、市町村長等と相互に連携を密にし、理解と協力を深めるように努めるものとする。</u></p> <p>第13条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、<u>知事の承認を得て園長が定める。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (施設障害福祉サービス用) (略) <u>新潟県あけぼの園長</u> 様 (略)</p> <p>第2号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (短期入所用) (略) <u>新潟県あけぼの園長</u> 様 (略)</p> <p>第3号様式 (第13条関係) 指定管理者指定申請書 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。